

紙を開く機関組合を伝える真実

か い な

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20番6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

島崎製作所支部 争議解決報告

島崎製作所支部の争議
解決集会にJMITU東
京地本の川口英晴執行委
員長から寄せられたメッ

セージを紹介します。
本社売却・人員整理
20年前バブル崩壊の中、



企業存続のために日暮里
駅前の本社売却、人員整
理という厳しい選択を余
儀なくされました。
多くの仲間が職場を去っ
ていく中で、島崎製作所
の組合員は、職場に残り、
労働条件の切り下げも受
け入れ、退職した社員の
退職金も捻出しながら、
仕事に誇りを持って職場
を守ってきました。

倒産を乗り越え

その後も厳しい状況が
続き、10年前に、倒産と
いう厳しい現実に向面し
ました。主要取引先のパ
シフィックソーワのもと
で、島崎エンジニアリン
グとして事業を継承し、
新たな再建へと踏み出し
ました。

労働組合との信頼関係
もあつた島崎社長の時代
と違い、新たな経営者パ
シフィックソーワは、切
り下げられた労働条件の
改善や職場改善など、労
働組合の要求には全く応
えず、従業員への攻撃を
繰り返してきました。
それでもひるむことな

く、島崎製作所支部の組
合員はJMITUに結集
し、東部地協の統一闘争
を軸に、職場の要求を大
切にし、攻撃を跳ね返し、
あきらめずにたたかい続
けてこられました。

争議解決で新たな前進

島崎製作所では、65歳
を超えても多くの人が働
き続けています。春闘を
はじめ4大闘争もしっか
り取り組み、60歳以上の
再雇用者も含めた賃上げ
を実現し、職場要求も前
進させてきました。
産別が入った団体交渉
を粘り強く繰り返す中、
差別を撤回させ、同時に、
労使関係の変化も作り出
しています。

様々な困難を突破し、
到達した和解の結果と労
使関係の到達点は、労働
委員会の勝利命令と合わ
せ、私たちを大いに励ま
すものです。
JMITU島崎製作所
支部は、これまで築き上
げてきたすべての財産を
将来に向けて発展させま

キンドリルジャパン 問題多い分割手続き

日本IBMのGTS・
IS事業がキンドリルジャ
パンへ分割される手続き
が進んでいますが、対象
となる従業員の特定手続
きや、キンドリルジャパ
ンについての説明には数
多くの問題があります。
以下に解説させていただきます。

「主」か「従」か

会社分割で移籍対象と
なる従業員は、本来であ
れば、どういう基準の人
が移籍対象となるのか
明文化して公表された上
で本人に通知されなけれ
ばなりません。特に重要
なのが「主従事労働者」
か「従従事労働者」かの
区別です。この「主」か
「従」かは大きな違いで
す。「従」であれば断る
ことができるからです。
しかし、移籍対象者の

組合に入ったら判明

「自分はどう考えても
キンドリルジャパンへの
移籍対象者になるのはお
かしい」と考えた人が組
合に入ると、所属長の態
度が変わり、改めて「従」
であることが伝えられる
という事例が報告されて
います。
組合ではこの間、商法
等改正法附則第5条に従
った協議を会社と続けて
います。従業員個人では
社との協議に限界があり

従業員代表は

会社分割に際し、労働
契約承継法第7条におけ
る会社との協議を従業員
代表がやっています。本
来であれば従業員代表か
ら全社員に報告があつて
しかるべきですが、従業
員に対して何の報告もあ
りません。
そこで組合は会社に従
業員代表との議事録を要
求し、入手しました。と
ころがその協議議事録は
わずか2ページ。Q&A
のやりとりはわずか7項
目だけです。そのうち、
特に大事な「主」従事労働
者の判断の基準に関する
ところは2項目しかあ
りません。
以下にその2項目のや

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

パワハラ降格裁判	7/12(月) 13:15~	東京地裁527号法廷
定年後再雇用賃金差別裁判	8/19(木) 16:30~	東京地裁510号法廷
AI不当労/定年後再雇用不当労事件	9/10(金) 15:20~	都庁第1庁舎南1階集合



今まで両親
との三人暮らしだった。こ
れからの介護
を予想し、か
かりつけ医か
らデイサービスを始める
ように言われ、受け始め
た矢先、その日が突然や
つて来た。昨年10月に母
が脳梗塞、父親も11月に
脱水症、まさかの二人同
時入院という状況に追い
込まれた。間もなく父親
は亡くなった。母親は現
在、ショートステイで施
設にいる▼看護休暇が年
間5日まで使え、さらに
介護休暇も年間5日まで
使え、一人につき合計で
年間10日まで使えるが、
実際にはこれではまった
く足りない▼これからは
70歳まで働くようになり、
両親の介護もする時代が
やってくる。その時、特
別休暇はたった年間10日
でいいのか、有給休暇を
使っても足りない。母親
の通院をしながらこの状
況に直面して会社も福利
厚生を見直して欲しいと
つづづく思う。(M)

りとりををご紹介します。

Q 主として従事してい
るか否かの判断基準のお
話がありました。専らと
一部という言葉が使わ
れていました。専らと
一部というのは明確に何
%なら専らといった比率
はありますか？

A 基本としては、主と
従の判定においては、主
と専らは同義です。MI
S事業でデリバリーをす
る方であれば、ほぼ百分
に近いかたちでMIS
事業に従事していると推
定されるというレベルだ
と思います。専らは百分
ではないけれども、ほと
んどそうであるという定
義です。したがってそこは
主たる従事者となります。

Q そうだとすると、項
目6, 7番のMIS部門
以外で専らの人とはどう
いう人があたるのでしょ
うか？
A MIS関連部門はI
SやSOで、以外に所属
している人となります。
例えば主にはバックオフィ

スや営業部門などです。

今後の組合の交渉

キンドリルに分割され
るGTS・IS事業の売
り上げが激減しているこ
とが判明した以上、組合
はキンドリルの今後の事
業計画を具体的に説明す
ることを会社に求めてい
きます。特に次の点につ
いて明確にすることを求
めています。
・ 予定資本金と出資者
・ 予定損益計算書
・ 予定貸借対照表
・ 予定バックログ
・ 部門体制、組織構成
・ 雇用計画
・ サテライトを含む予定
設立事業所
・ 個別組合員についての
主従判定と予定する業務
についての協議。





5月27日に、全労連が議支援総行がわれました。コロナ禍において労働争議が増えています。今回はその中から様々な年代における特徴的な問題について聞いている。議団の紹介をいたします。

新型コロナ禍でたたかう労働組合

雇用と労働条件をまもる争議の紹介

無期転換逃れのために雇止めしたことに対し、ジャパンキャビンクルーユニオンの組合員19名がその撤回を求めて2018年12月に東京地裁に提訴。その後13名が訴訟に加わり、現在32名の原告が裁判を闘っています。

労契法の無期転換権行使まであと1年だった嘱託社員に対し、雇用止めと1年限りの正社員化を強行。翌年定年扱いにし、賃金半減の契約社員への不利益変更を行った裁判。間もなく地裁判決を迎えます。

三菱電機派遣切りを許さず争議を勝たせる会。09年、三菱電機名古屋製作所は派遣契約を解除、原告らは身分保全を求め提訴。高裁判決は偽装請負と期間超えによる派遣法違反を認定。2014年1月愛知労働局より指導書が出されました。2016年秋に再々調査申請。三菱電機に対し団体交渉を申し入れるが拒否、団交開始を求め株主総会行動・工場前宣伝など運動を展開中です。

NECの不当解雇とたたかう井草さん。09年、三菱電機名古屋製作所は派遣契約を解除、原告らは身分保全を求め提訴。高裁判決は偽装請負と期間超えによる派遣法違反を認定。2014年1月愛知労働局より指導書が出されました。2016年秋に再々調査申請。三菱電機に対し団体交渉を申し入れるが拒否、団交開始を求め株主総会行動・工場前宣伝など運動を展開中です。

JAL不当解雇。会社が「解決に踏み出さず」として労使交渉が始まってからも3年が経過しようとしています。現在、会社は地上職を希望する者の職探しを行っています。乗務職への復職を希望する人や、復職出来ない人に対する交渉は進んでいません。11年目を迎えた争議を全面解決するため、社長の決断が求められています。

事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	712-5175
本 社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	GTS. TSS. クロスエアデリバリー	佐久間康晴	205-7817
幕 張	C&CS. セキュリティサービス	藤井 克己	205-0806
大 阪	GTS. TSS. Sol&DeIPRJ推進	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝	http://tokyolaw.gr.jp/ TEL 03-3355-0611(代)	
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子	http://junpo.org/ TEL 03-3380-5311(代)	
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚	横浜市中央区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503	
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史	http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550	
	川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		

在宅勤務手当、未だ支給されず(2)

会社、コロナ禍に伴う経費削減状況を期限内に回答せず

前号では、組合が会社に在宅勤務手当支給について次の要求をしたことを報じました。

【要求】全従業員分の在宅勤務手当を、コロナ禍に伴う経費削減で生まれた原資で賄えるかどうかを検証するため、次の①〜⑤の経費の削減状況を回答すること、その回答を元に団体交渉にて在宅勤務手当支給について誠実に協議すること。

- ①通勤費
- ②事業所の水道光熱費
- ③カフェテリア運営
- ④シャトルバスサービス
- ⑤複合機FAXの維持費

会社の対応状況

組合はこの要求を5月24日に会社に出し、①〜⑤の経費削減状況の回答期限を6月28日の団体交渉までと設定しましたが、会社がこれを期限までに回答しなかったため、当該団体交渉で十分な協議

ができませんでした。組合が回答を催促したところ、会社は他部門との調整を含め対応すると回答しました。要求日から回答期限まで1ヶ月以上も時間があきながら、他部門との調整すら終わっていないという対応は許さずであり、不誠実です。

組合による検証

会社回答は別途待つとして、組合は全従業員分の在宅勤務手当を、コロナ禍に伴う経費削減で生まれた原資で賄えるかどうかを検証してみました。まず、組合が今年の春開重点要求で支給を求めている在宅勤務手当は1ヶ月あたり8千円です。在宅勤務手当は年間9万6千円です。一方、組合がランダムサンプリングによって調査した、昨年来、支給停止された年間通勤費(半年分の通勤費の2倍)の平均額は10万

円を超えています。以上は従業員一人当たりの金額ですから、全従業員分の在宅勤務手当を上記①の通勤費の支給停止で生まれた原資だけで賄えることが検証されました。焼け太りは許されない。さらに前号で報じた2020年の会社業績は、コロナ禍の下でも対前年比で増益でした。売上高は346億円減ですが、本業の利益を示す営業利益は269億円増、当期純利益も70億円増となりました。営業利益の増は売上原価、販管費の大幅減(合計で616億円減)によるものです。以上より、会社が依然、在宅勤務手当を支給して

いないことは、原資、業績の面からも不合理です。これはコロナ禍に便乗した焼け太りと言っても過言ではなく、許されてはなりません。

TSS部門の闇

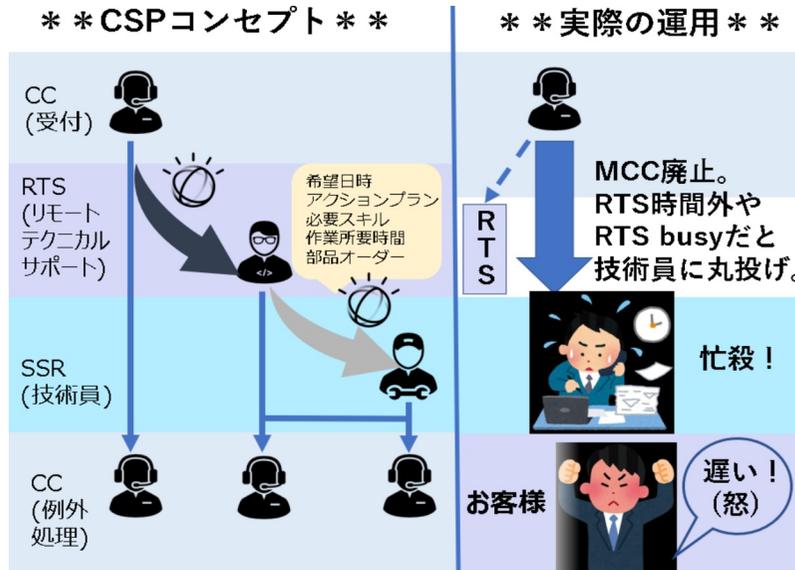
いつまで続くお客様や社員の軽視

CSPの導入

ワールドワイドで障害管理システムがRCMSからCSPに切り替わり、日本でのサービス・インは2021年4月11日に行われました。

CSP(Cognitive Support Platform)とは、これまでMCC(Multivendor Competency Center)や技術員が行っていたお客様とのアポイント調整や部品オーダー、及び技術的なエスカレーションをRTS(リモート・テクニカル・サポート)にシフトし、技術員はお客様対応に専念するコンセプトで作られたシステムです。(下図)

しかし、実際にはRTSは全製品での24時間運用がされておらず、CSP導入に伴いMCCが廃止されたため、現場技術員への負担が増加し過重労働になっています。更



に、運用変更でTATが悪化し、お客様からのクレームも発生しています。5月11日の団交で、会社は「運用変更でTATが悪化し、お客様からのクレームも発生しています。5月11日の団交で、会社は「運用変更でTATが悪化し、お客様からのクレームも発生しています。5月11日の団交で、会社は「運用変更でTATが悪化し、お客様からのクレームも発生しています。」と表現し、TSSはレターから出ていません。在宅勤務中に個別面談で通知されたら独りで悩まず組合にご相談ください。

東京美々卯分会

うどんすき店の老舗(美々卯)がコロナ禍を理由に5月20日に会社解散・全員解雇。「事前協議合意協定」を締結していますが、解散直前の組合脱退教唆の事実も発覚。現在、都労委と東京地裁で退職強要、地位確認、不払い残業、損害賠償を求めて係争中です。

朝日放送ラジオ・スタッフユニオン

朝日放送ラジオの派遣労働者5人が2018年春、説明もなく解雇されました。朝日放送は5人に会社まで設立させ、社員同様に働かせてきました。府労委で勝利命令を勝ち取り、中労委で和解協議中。地位確認でも係争中です。